

毛利元就の人物像―家中と領国をみつめて―

岸田裕之

安芸高田市

二〇二二年七月三十一日(土)

序

(四五九一―五七一)

国衆から大名へ、元就の政治権力者としての約五〇年の生涯について、家中統制、領国支配の有り様から、その人物像の骨格を述べる(詳しくは岸田『毛利元就』)。

一 思慮深き戦国大名

○篤い信仰心

① 願文
毎日護摩供之事
為天下大平 国家安全
毎日光明真言法之事

於戰場親疎死亡為追福、右当家不忘、可令修行候也、
(五五九)
永祿九年十一月一日
大願主敬白

○光明真言法

○元就願文

○尼子義久が安田城を閉城した直後

② 敬白御願書事
御玉殿 可在御立替事
御宝殿 右御同前事
神事御祭礼 如往昔可在馳走事
当島御法度 可在先例事
御社参 御帰陣之時、可在致召事

右為者、天長地久御願円満、殊者信心御大旦那丁巳御歳、癸丑御歳、庚子御歳、癸巳御歳、
壬子御歳、甲子御歳、戊申御歳、此外備云石之御国衆、御息延命、御武運御長久ニ諸軍勢被召
連、御歸陣時、御願文之可在馳走事、如件
永祿十三年十月五日
棚守房頭白

○嚴島大明神の神慮に元就が一族九州出陣中の備云石国衆の息延命と無事帰還を祈願し、その成就おれ

○大旦那元就

⑤

○この契約した家中の家人が少しでも狼藉をしたらば即座に討果す

一軍勢狼藉之儀、雖堅加制止、更無停止之條、於向後此申合衆中家人等
少於有狼藉者則可討果事
一 向後陳拂仕間敷候、於此旨輩者、是又右同前可討果事、
一 依在所、狼藉可有、不苦儀候、其儀者以衆儀可免事、
八幡大菩薩嚴嶋大明神可有御照覽候、此旨不可有相違候、仍誓文如件、
弘治三年十二月二日
申合衆々事
二二六 毛利元就外十一名契狀
○元就隆元と安芸国衆

○義理堅き

③ 五四九 毛利元就自筆書狀
(端書封ハ世)

○永祿十二年四月十六日
右馬
元就

輝元と御返事 申給、
元就

御狀拜見申候、我等事數備藝石國衆申合、すいらく仕候、不思議之弓箭出来候而、國衆老若被罷出、氣遣仕候、然處、元就事所勞之儀とハ、自申、此時不罷出候事、儀理をもうき候事、あまりニ口惜候條、關付まで罷出、程近く談合、成候も仕候、不叶儀候間、此分存立候、
一 勢衆も候、罷出、力ニハ成候、結句可失覺候哉と存候、又罷下候者且覺ニも可成候哉と、如此候、
(後略)

○合理的思考―法制度の創出―

④ 四〇五 毛利元就自筆書狀
(端書封ハ世)

○弘治三年十一月二十五日

右馬
元就

尙々忘候事候者、重而可申候、又此狀字もと落候て、にえちろひ候事もあはれ候御推量、めさる候、
三人心持之事、今度可罷申候、誠千秋萬歳大慶此事候、
一 幾度申候而、毛利と申名字之儀、涙分未代まで、すいらく候、ぬせり、御心つけ御心遣肝心まで、候、
一 元春隆景之事、他名之家を被續事候、雖然、是者誠のとうさの物にてこそ候、毛利之二字、あさちろひにも思食、御忘却候てハ、一圓無曲事候、
一 候中、申もれろ、うよて候、
一 雖申事、舊候、弥以申候、三人之半、少にても、けいこを候ハ、九、三ノ御滅亡と可被思召候、余之者、ハ取分可替候、我等子孫と申候ハ、事、別而諸人之に、まを可蒙候間、あとさ記にてこそ候、一人を人へおらし候、ま、縦又、ハ、候てを、名をう

○毛利と申す名字

○元春隆景

○隆元は隆景元春を

○三人の結束が少しもゆると三人滅亡

○隆元は隆景元春を

○隆元は隆景元春を

○隆元は隆景元春を

○隆元は隆景元春を

○隆元は隆景元春を

二 家督相続の前後

○志道広良との盟約

⑥ 御契約申条々事
(一) 於以後無相違、長久得御扶持、奉公可申事
(二) 如此申合候上者、御方我等御間之儀付有、万一人何かと申子細候也、如仰直ニ御尋あり、又たつね申、互ニ「奉公」を申す
(三) 互ニ「奉公」の用法は横の関係にあけきもの(第五條も同じ)

⑦ 相互に「扶持」を得て「奉公」を申す

⑧ 隆景は隆景元春を

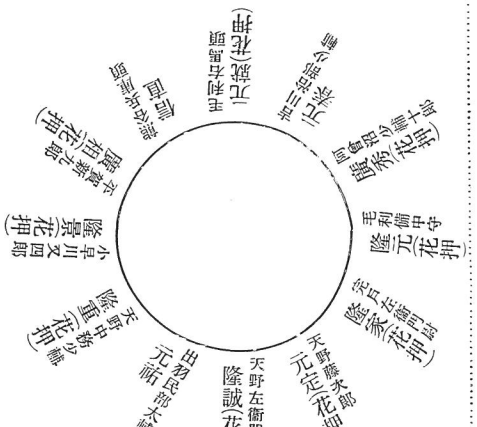
⑨ 隆景は隆景元春を

⑩ 隆景は隆景元春を

⑪ 隆景は隆景元春を

⑫ 隆景は隆景元春を

⑬ 隆景は隆景元春を



16 セットで本書を16巻と称する(

志道大藏少輔殿

元就 御判

志道大藏少輔殿

○松尾城高橋氏攻め、芸后國屋連合の盟主高橋氏

○大内義隆(二五二八)享祿元年十二月二十日死没

○和田秀作編 『戦国遺文大内氏編』

○二二〇〇 大内義隆書状(切紙)

〔彌長切封〕

○小早川家文書

○大内義隆書状(切紙)

毛利家中欲及錯乱之処、即時靜謐候之条、可然候、若猶不慮之儀出来之時者、無二被仰談候者肝要候、委細弘中々務

可申候、恐々謹言、

四月廿二日

義隆(花押)



○毛利家中錯乱 即時靜謐 弘中隆兼は 大内氏の東西条代官

小早河四郎殿

義隆

小早河四郎殿

義隆

8

五月二日松尾於切岸構越之合戦、抽軍忠候、誠感悅之至

仍感狀如件

享祿貳年五月三日

粟屋孫次郎殿

元就 御判

○松尾切岸 構越の合戦

(卷73)

9

○二二〇七 大内義隆書状(切紙)

依備後之時宜其面無心元候、毎事毛利有御相談、堅固之備

肝要候、既差上軍勢候、此等之趣國衆相備候之次第、法泉

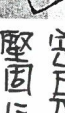
寺可申候、恐々謹言、

五月十九日

義隆(花押)

完戸左衛門尉殿

義隆



○備北の國衆多賀山氏に 享祿元年九月頃には攻め込まれ、この七月には郡山城を攻略する

10

○二二一一 陶興房書状写

温利辺御覚悟 其已後如何候談、委細対法泉寺申候、

今度隠謀之人、即時被加御成敗候、然間其境無余事通、以

法泉寺被質申候、於此儀者定而弘中々務承可申候、至西条

一勢差上候者可然旨、対弘中下野守被仰候歟、今被申付候、

時宜重々可承候、乍勿論弥不可有御等閑覚悟候、珍重候、

当代初而被仰候、目出候、委細彼可被演説候間閣筆候、

恐々謹言、

五月廿三日

興房判

志道上野介殿

進之候

○萩藩閩録

周布吉兵衛

11

○二二三三 大内氏家臣連署奉書写

豊前国津郡続妙院七町地知 同行 同郡石王丸八町地

先知行事、任今日享祿二御裁許之旨、云下地云当土貢、対

周布彦次郎方代、速可被打渡之由所被 仰出候也、仍執達

如件、

享祿二年七月廿一日

右衛門尉判

三河守判

杉七郎殿

○白井

家文書

12

○二二三一 大内義隆袖判下文

可令早領知周防国玖珂郡楊井庄内式拾石地知

豊前国築城郡広末名拾式石地知 知 行 等事

右以人所先行也者、早守先例可令領知之状如件、

享祿二年九月三日

尾張守(花押)

野上道祖童殿

○白井

家文書

13

○二二三二 陶興房遵行状

防州玖珂郡楊井庄之内式拾石地知 先行 分事、任今日

享祿二御下文之旨、云下地云当土貢、対白井越中守代、可

被打渡所也、仍状如件、

享祿二年九月三日

尾張守(花押)

野上道祖童殿

○白井

家文書

14

八月十六日於壬生合戦之時、無比類働候条感悦無極候、

可勵忠節者也、仍感狀如件

享祿貳年八月十八日

元就 御判

粟屋孫次郎殿

15

○二二三九 大内義隆書状写

今度又頼家中雜説無心許候之処、早速無事之儀、併景通調

法之所致候、可然候、仍太刀一腰長光遺之候、恐々謹言、

九月廿七日

義隆(花押影)

高橋民部少輔元光事、去月廿九日於備後國打死之由其間候、

言語道斷之次第候、仍彼所帶事、高橋大九郎與光

可存知之由、被成 御下知候、毎事與光有相談、御馳走可爲

肝要候、恐々謹言、

四月廿日

義興(花押)

毛利少輔太郎殿

○青柳種信は江戸時代の 筑前国の国学者

17

返り御存分に通、銘々おゆかしく候、先ハ百歳殿定の

御成人候哉、いつも御ゆかしく候、例のかたひら二進

之候、御心安つく候でも事新不及申候、又此料紙つぎめ

なしにさせ候、到来のまゝを先進之候、まさしく御心に

ひ候ぬと如此候、何様重々可進之候、備藝之趣、雲州の爲

躰共、御覽及候分、一々承候て可得其段、自然此もの重々

の事共候ハ、わさともうけ給度てこそ候ハ、あまり

御心安過たる申事候哉、則火中ハ

遙久無音 御床しさい不漸之儀に候ハ共、態申程

の子細も候ハて打過候、更非等閑候、此段も中々事新

不及申候、定の御同前候哉

一自屋形鷹を被遣候、連々御望のよしを申て候ハ、さ

らハて如此候、委細至至府中可被申候、折節大鷹候

ハて先々是をと被仰候、御祝着候哉

一其以後、雲州邊趣いか候哉、さても不慮之儀出来候

事にて候、さ候程二塩治所より申事者具御存知之儀候

近日伊与守所よりも、さる方へ申越候、子細も御推

量之前に候、是をも先々何となく申趣共、至眞實も可

申沙汰通を申させ候、令推量候にハ、只今一旦者塩治

かたも可然候ハんするにて、何となく武略ハ又富田こ

の可爲勝負候、此時ハ兼日其覺悟も可入事候、とちを

何と調略候て可然事候哉、兩方共こて候ハハ無上にて

候、其もさすか隙明かたく候哉、以此上何と様にて

簡調法候てよく候ハんする哉、こつこて申事こて

候、内心之通一々承候て得其心度候、斟酌も何も不可

入候、こま〜と可承候、併多年無二のしるしに如此

申計候

一吉田より可有御勤様に候歟、時宜共御ゆかしく候、

共 左者下庄手ニ被入候哉、松尾邊の爲躰如何候哉、

旁以承度候

一山内者多賀山請取候て以後相勤候哉、覺悟共如何候哉

塩治と無等閑分候哉、是も彼國案内者之事候条、何と

見定候哉、如何也

一如申候、今之趣こて雲州の落着可有如何候哉、何と御

覽及候哉、此条具御ゆかしく候、御存分ありのまゝ

を可承候、相構〜御殘候ましく候〜

一佐東邊之趣共、又如何候哉、是も具承度候、何様世上

おもしろき折節候哉、禮部ハ何と〜被仰候哉、程近

候ハんするにハさも候ハ、そと〜御下向候ハ共、申

○沼田小早川氏家中 において雜説早速無事

○大内義隆は 高橋元光死後

○同年月に石見國屋 周布與兼に宛てても

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

○大内義隆は 義興(花押)

三元就と貿易・流通経済

○大宰府へ下向

妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第五
 今時無量無量諸佛從座起偏袒右肩合掌
 向佛而作是言世尊觀世音菩薩以何因緣
 名觀世音佛告無量無量諸佛弟子有無
 量百千萬億衆生受諸苦惱聞見觀世音菩
 薩一心稱名觀世音菩薩即時觀其首覺皆
 得解脱

法華經普門品 卷首

○元就法華經普門品を

書字(紙三七、横六五センチ)

有衆生聞是觀世音菩薩普門品者善門
 手現神通力者當知是人功德不計其數是
 普門品時衆中八萬四千衆生皆發元等等
 阿耨多羅三藐三菩提心

于時天文六歲丁三月五日於宰府 元就拜
 于時天文六歲丁三月五日於宰府 元就拜

(毛利博物館蔵)

○直臣の育成と要地への配置

さて、元就のいわゆる国盗物語をどう考えるか、そしてどう評価するか考えてみたい。
 元就は、武田氏を討滅して広島湾にのぞむ佐東領を奪取したが、天文十五年(一五四六)に隆元に家督を譲った後も、佐東領は自らの直轄領、いわゆる隠居領として支配している。そして佐東領は側近の桂元忠、児玉就忠らに支配させるが、いま特に注目すべきは、一に領内を本拠にしていた堀立直正を直臣にするなど、人材の育成・登用を行ったこと、二にのちに領国全体に適用されるような法制度を実施し、整備したこと、三に自らの中間を編成して鉄砲隊としたり、独自の軍事力の整備を進め、万一吉田の毛利氏家中に反乱が起こった場合にそなえていることである。

元就は育成・登用した直臣を戦争で勝利して獲得した経済的要衝へ配置している。たとえば、草津に毛利氏水軍の将である児玉就方、赤間関代官に堀立直正、石見銀山奉行に平佐就重、温泉津奉行に日本海軍の将に児玉就久・武安就安、尼子氏討滅後の出雲国支配には井上就重・小倉元悦(近江国浪人)・林就長(肥後国浪人)、杵築町支配は福井景吉、杵築大社との交渉には大庭賢兼(旧大内氏家臣)らがあげられる。元就は大内氏を滅ぼしたころ、領国の拡大にもかかわらず支配にあたる人材の不足を指摘し、譜代家臣の無能ぶりを嘆いているが、そうした認識が自らが家中内外から人材を集め、育成・登用し、彼ら直臣をしてその能力に応じて要所に配置する結果になった。この事実から、元就が石見銀山という地域資源、良質の鉄の豊富な出雲国、赤間関・温泉津・杵築町のような主要な港町や都市、海上の交通・流通をたばねる統率者等々について自らの直臣を代官や奉行に任じ、直接支配下におくという基本方針を持っていたことがわかる。

このように毛利氏は、多額の戦費を費した大きな犠牲を払って戦争に勝利し、やつと獲得し、占領した地域をそのまま毛利氏領として、吉田の譜代家臣を代官らに任じて支配にあたらせたのではない。隠居の元就が、いわば良いと取りをして自らの直轄領として支配においたのであり、その事実も、まさに元就が遂行した戦争のねらいや目的を的確に示している。

こうした事実をもつて考えても、毛利元就が遂行した戦争は、のちの江戸時代のいわゆる軍記物が物語るような人物や地域間の恨み、憎しみによるものではない。国際的に高い評価を得た石見銀山銀とそれを求める動きに参入したヨーロッパ世界とも繋がった中国地域・日本海地域・瀬戸内海地域の産業や流通経済権益の争奪戦であり、そうした流通経済の広域化に対応した政治権力のプロック化であったと評価できる。

元就のこうした動きは、中世の流通経済権益を地域の諸階層が共有するというあり方から、のちの豊臣秀吉が日本列島規模においてそれを集中・独占するというあり方、換言すれば在地領主制下のいわば地域主権のあり方から中央集権への過渡期の様相であった。それは当然のことながら、敗者を生み出しやすい時代状況であったといえる。

四 隆元への家督譲与

○助言・内談

四二二 毛利元就自筆覺書

覺

一 談合等余所へ之使者おとよ、向後者隆元一立可被申事、
 付、元就助言之事

付、先内談之事

一 余所へ之状、日夜共、隆元認させるべき事、

一 隆元直可被申付事を、誰々を更異儀をゆひ候まき事、

付、如此候へハ、更事うけ候儀者無之候事、

一 隆元之儀、世上之操、片時も隙者有間敷候間、少むた、知らむ候事ハ、
 有間敷事

一 物毎急之事

一 酒之儀、ふんをさめらるべき事

一 付、酒おごり付而も、うりそめをなくさむ有間敷事、

一 一ヶ条之事

一 一以上を存分候者、不殘可承事、

III

六四九 毛利元就自筆覺書

(二五五八) ○コノ文書ハ、永祿元年十一月ノモノニカ、ル、

一 隆元諸篇之行跡付而、我等不可然と存候事ハ、無對酌、向後可申事、

の事、

一 隆元心うさ此事、

一 うりそめをさめらるる事、

一 元就申候共、さあるぬべき可被存事ハ、けりひ候て、承再往談合司、

申事、

○隠居介佐東の役割

四一〇 毛利元就自筆書狀

(一五五八) ○コノ文書ハ、隆元ニ與ヘタルモノナリ、蓋シ弘治三年ノモノナラシ、

(續文書)

よし

○隆元に宛てたもの

「宛三角、佐東之事、當家隠居分合、候へ、然間、まるめ候て置、
 度事して候へ、幸禮代ハ、御方可被仰付候、此以後者、弥人の心持者、
 次第へよるべく、成乱候する間、幸禮代おとも、御方人数之五百も、
 六百も御持候而、悪心僻事之者を、幸禮よめては、可被窮躰よめ、
 され候する事、肝心眼さるるを候へ、折節心静候て、筆むき候之間、
 内々存事少々申まで候、且、おらうへ被思召候ハんと存候へ、よし、」

23

四一一 毛利元就自筆書狀

(二五五八) ○コノ文書ハ、隆元ニ與ヘタルモノナラシ、

舊冬佐東表書立、同我等存分に通、条々申候、卷物返給候、請取申候、理、
 て共申候事、近比口惜こそ候へ、けりあうら、何之中、物之とハりと
 申事す候へ、候へ、不叶物よて候、うまこそせんと候ま、申事候へ、
 其上又是ハ元就とめとハ不存候、隆元ためを申候と存候、我々事者萬一
 七十までいき候共、や七十三成候而、鎧も米も、武器も、衣類も、人官も
 中間も入まへ候、た、心安居候事ハ、かりてある候へ、候へ、其
 上又ハ、九つも、七十までハ存命、けりあうら、候、此時者御方の御ため
 と存候計よて候へ、幸禮事ハ、唯今可爲成人候間、隆元之佐東たる候へ、
 候と存候、せいを入候て申候ても、元就とめハ、すくなく候、唯今我等を御
 やとの候て、隆元ためを御いへ、候物までと、れ、けり候へ、何事付而
 も、御分別之一理かんえうまでよて候へ、よし、

○佐東は元就のためと思ふことには

○元就没後は

○隆元の佐東である

○元就の精をなすも

○元就のためという

面は少ない

○国衆連合の盟主から統合者へ—その意識をみる—

六八六 毛利隆元自筆書狀案

○コノ文書、隆元ハ、自筆ニカ、レ、

24

「愚息」所縁之儀申、談候、尤目出度候、弥長久得御扶助、可令奉公候、仍太刀、
 一腰、正家馬一疋、雲雀毛、合進之候、表御礼候、猶坂式部大夫可申入候、恐々謹言、
 (一五六三) 毛利備中守 隆元

「愚息」を除く

「所縁之儀申」の申談を「申合」

「一腰」を「申談」

「正家馬」を「申談」

「雲雀毛」を「申談」

「合進之候」を「申談」

「表御礼候」を「申談」

「猶坂式部大夫」を「申談」

「可申入候」を「申談」

「恐々謹言」を「申談」

「仍太刀」を「申談」

「可令奉公候」を「申談」

「久得御扶助」を「申談」

「弥長」を「申談」

「出度候」を「申談」

「尤目」を「申談」

「談候」を「申談」

「所縁之儀申」を「申談」

「愚息」を「申談」

「一腰」を「申談」

「正家馬」を「申談」

「雲雀毛」を「申談」

「合進之候」を「申談」

「表御礼候」を「申談」

「猶坂式部大夫」を「申談」

「可申入候」を「申談」

「恐々謹言」を「申談」

「仍太刀」を「申談」

25

○最高意思決定機関「御四人」制の創出

八四〇 吉川元春外三名連署狀

「在恐言上仕候、温泉銀山御公領之事、此間洞春様如被仰付候、少自余之、
 御用ニ不被仕、御弓矢之可被御用候、堀口町屋敷通使送馬以下、誰々訴訟
 仕候共、不可有御同心候、其上洞春様如御手次可被仰付事、眞實之御法度、
 小も可成候、就中、防長御段錢、先年無四度計御事共候、近年段錢奉行
 被仰付、可然相調候、余是又此比之如御手次被仰付、可然存候、於御分別者、
 御同心之御返事、可被仰聞候、恐惶謹言、
 (一五六三) 元春(花押) 隆景(花押) 貞俊(花押) 通貞(花押) 元春(花押)

○温泉銀山直轄領の収入は、戦争費用

○諸課税は免除の訴訟があっても、禪元は同心してはならない

○洞春(元就)の専断の如く、例外なく命じること

○防長両国の段錢も、元就の専断の如く命じる

○禪元の同意の返事を求め

○栗屋元種は奉行入

○栗屋内藏丞殿

○法と法治—法の实效性を確保するための—

○法の実効性はあまなく適用されるべきであるから、

○毛利氏法度が、当主禪元、大名権力の行使のものを規制するもの

○あり前である。そして「眞實之御法度」は、すなわち實際の法度になる。

岸田 第1章 境目の盟主・毛利元就の「国家」づくり

(岸田編『毛利元就と地域社会』)

(毛利家文書之三)

